



令和4年 第1回定例会：2月10日

# 彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

## 令和4年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	2
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 会（午後 1時22分）	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
採決	5
○議案第1号の上程、提案説明	5
原 口 和 久 副管理者	5
佐 野 雄 一 事務局長	6
○上程議案の質疑～採決	7
○議案第2号の上程、提案説明	8
原 口 和 久 副管理者	8
佐 野 雄 一 事務局長	8
○上程議案の質疑～採決	9
○議案第3号の上程、提案説明	9
原 口 和 久 副管理者	9
佐 野 雄 一 事務局長	10
○上程議案の質疑～採決	13
○一般質問	13
10番 竹 田 悦 子 議員	13

答弁 佐野雄一 事務局長	15
再質問	16
再答弁	17
○特定事件の委員会付託	18
○閉会（午後 2時06分）	19
<hr/>	
○署名議員	20

彩広清告示第1号

令和4年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を、2月10日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和4年1月31日

彩北広域清掃組合  
管理者 石井直彦

令和4年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和4年2月10日（木） 午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員  
の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する  
条例）
- 第4 議案第2号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 第5 議案第3号 令和4年度彩北広域清掃組合会計予算
- 第6 一般質問

一 般 質 問 通 告 一 覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	竹田悦子 議員	1 組合事業終了後に係る検討について (1) 事業終了に向けた検討について正副管理者の基本的見解 (2) 組合事業終了後に係る費用予測と積み立てについて、その後どのように検討されたのか (3) 最終処分場の焼却灰の処分について、その後どのように検討されたのか、又今後の見通しについて 2 新型コロナ対策 (1) エssenシャルワーカーとして大事な役割を担っている焼却施設運転保守管理業務委託事業所の新型コロナ対策について

第7 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（10名）

1 番	町 田	光	議員	2 番	小 林	修	議員
3 番	柴 崎	登 美 夫	議員	4 番	細 谷	美 恵 子	議員
5 番	小 泉	晋 史	議員	6 番	芝 寄	和 好	議員
7 番	江 川	直 一	議員	8 番	高 橋	弘 行	議員
9 番	吉 田	豊 彦	議員	1 0 番	竹 田	悦 子	議員

---

○ 欠席議員（0名）

---

○ 説明のため出席した者

原	口	和	久	副 管 理 者
小	卷	健	二	会 計 管 理 者
江	森	裕	一	参 与
飯	塚	孝	夫	参 与

---

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長	佐	野	雄	一
主 幹	今	井	剛	史
書 記	福	田	延	孝

---

午後 1時 22分 開会

○吉田豊彦議長 組合議会の定例会を開会させていただきます。

改めて皆様、こんにちは。皆様には公私ともご多忙なところ、本組合議会定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本日は石井管理者が欠席でありまして、組合規則第12条第2項に基づき、原口副管理者が職務の代理を行うことになっております。議員各位におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、令和4年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を開会させていただきますので、よろしくお願いいたします。座らせて議事を進行させていただきます。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立しております。

---

△議事日程の報告

○吉田豊彦議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

---

△会議録署名議員の指名

○吉田豊彦議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

2番 小林 修 議員

3番 柴崎登美夫 議員

以上2名の方をお願いいたします。

---

△会期の決定

○吉田豊彦議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 8番 高橋弘行議員。

[高橋弘行議会運営委員長 登壇]

○高橋弘行議会運営委員長 それでは、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月3日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付いたしております、令和4年第1回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○吉田豊彦議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

---

△議案第1号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第3、議案第1号を議題といたします。

朗読を省略して、副管理者に提案理由の説明を求めます。——副管理者。

[原口和久副管理者 登壇]

○原口和久副管理者 本日ここに、令和4年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご参集賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、一向に収まる気配はなく、1月21日には埼玉県内においてまん延防止等重点措置が適用され、正念場を迎えております。本組合におきましても、廃棄物の安定的な処理を継続するため、感染拡大防止に向け、できる限りの対策を講じ、この苦境を乗り越えていく所存であり



ます。議員各位におかれましては、引き続きご協力お願いいたします。

本定例会においてご審議いただく案件は、専決処分の報告、市町村総合事務組合規約の一部改正及び新年度予算となっております。何とぞ慎重なるご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日定例会に提出いたしました議案について、議事日程の順序に従い説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号、専決処分の承認を求めるについてでございます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、昨年12月27日付で専決処分したものでありまして、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分の内容といたしましては、彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、人事院規則の一部改正に伴い、特別休暇に不妊治療のための休暇を新設するものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めるについて細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案書の1ページをお願いいたします。本案は、彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年12月27日付で専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会にご報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。このたびの改正は、昨年8月の国家公務員に係る人事院勧告に合わせ、公務員人事管理に関する報告が行われ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための措置として、不妊治療のための休暇を新設する人事院規則の一部改正が行われたことに伴う改正でございます。構成市においては、昨年12月定例会で同様の一部改正議案が提出され、

既に承認されておりますが、本組合においても不妊治療のための特別休暇を新設するものでございます。また、本年1月1日から条例を施行するため、昨年12月27日付で専決処分を行い、同日付で公布したものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、参考資料として配付してございます条例等新旧対照表の1ページから2ページをお願いいたします。第8条の3第1項及び第2項中の改正は、条文の整備でございます。特別休暇について定める第14条第2項に列記されている各号を包括できるよう、条文中の「並びに第14条第2項第6号及び第14号」とあるのを「及び第14条第2項」に改めるものでございます。

新旧対照表の2ページから3ページになりますが、第14条第2項の第13号として、新たに不妊治療に係る特別休暇を追加するため、改正前の第13号から第20号を1号ずつ繰り下げるものでございます。

また、同条第3項中の改正は、改正前の第13号以下の各号を繰り下げることに伴う条文の整備を行うものでございます。

議案書に戻りまして、3ページをお願いいたします。附則でございますが、この条例の施行日を、令和4年1月1日からとするものでございます。

以上で、議案第1号の細部説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第1号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成

の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

---

△議案第2号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第4、議案第2号を議題といたします。

朗読を省略して、副管理者に提案理由の説明を求めます。———副管理者。

[原口和久副管理者 登壇]

○原口和久副管理者 それでは、議案第2号、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。本案は、本組合が加入しております埼玉県市町村総合事務組合において加入団体の名称変更があったことに伴う規約変更でございます。地方自治法第290条の規定に基づき本案を提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第2号、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお願いいたします。埼玉県市町村総合事務組合に加入している埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議を行うため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提出するものでございます。

参考資料、条例等新旧対照表の4ページをお願いいたします。別表第1及び別表第2、第4条第1号に掲げる事務の項、組合市町村の欄中、「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、5ページをお願いいたします。附則でございますが、変

更後の規約の施行日を令和4年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第2号の細部説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

---

△上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第2号、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

△議案第3号の上程、提案説明

○吉田豊彦議長 次に、日程第5、議案第3号を議題といたします。

朗読を省略して、副管理者に提案理由の説明を求めます。———副管理者。

[原口和久副管理者 登壇]

○原口和久副管理者 それでは、議案第3号、令和4年度彩北広域清掃組合会計予算について説明申し上げます。

別冊の令和4年度彩北広域清掃組合会計予算の1ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額は、それぞれ5億8,195万1,000円であります。歳出予算の主なものは、人件費等の総務費や、現施設の維持管理業務等の事業費など、所要経費について計上したものであります。また、これらの事業を実施するため

の歳入予算ですが、構成市からの負担金、処理手数料、繰入金及び繰越金などを計上しております。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○吉田豊彦議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、議案第3号、令和4年度彩北広域清掃組合会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の令和4年度彩北広域清掃組合会計予算の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,195万1,000円と定めるものでございます。対前年度比4,223万4,000円の増額となっております。

第2条は、一時借入金の借入最高額を500万円と定めるものでございます。

それでは、歳入予算からご説明申し上げますので、7ページ、8ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金1項1目組合負担金は4億4,145万9,000円で、対前年度比1,721万4,000円の増額となっております。

次の2款使用料及び手数料1項1目処理手数料は9,540万円で、前年度と同額となっております。

次の3款財産収入1項1目利子及び配当金は9万円で、財政調整基金の預金利子を見込んだものでございます。

次の4款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は4,000万円で、1号炉乾燥段のストーカ及び1号炉バグフィルターのろ布交換等の補修費用に充てるため、基金の取崩しを予定しております。参考までに、基金取崩し後の財政調整基金の残高を申し上げますと、約1億4,000万円強でございます。

次の5款繰越金1項1目繰越金は500万円で、前年度と同額でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。6款諸収入1項1目預金利子及び次の2項1目雑入は、ともに1,000円で、前年度と同額でございます。

次に、歳出予算についてご説明申し上げますので、11ページ、12ページをお願いいたします。1款議会費1項1目議会費は69万4,000円で、対前年

度比93万7,000円の減額となっております。主な減額要因は、議会視察研修を当面行わないことによるものでございます。

次の2款総務費1項1目一般管理費は5,233万4,000円で、対前年度比169万8,000円の増額となっております。主な増額要因は、育児休業職員1名の職場復帰と定期昇給による人件費の増などでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。13ページの中段、2款2項1目監査委員費は5万7,000円で、前年度と同額でございます。

次の3款1項事業費は5億2,781万6,000円で、対前年度比4,147万3,000円の増額となっております。

1目事業総務費は2,175万8,000円で、対前年度比495万4,000円の減額でございます。主な減額要因は、12節委託料に関しまして、精密機能検査業務委託料がなくなったことによるものでございます。なお、精密機能検査結果報告書につきましては、3月中には提出される予定でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。右側備考欄の18節負担金補助及び交付金の上から3行目、廃棄物処理施設技術管理者講習受講料6万6,000円は、新規計上でございます。こちらは、当組合業務を遂行するために必要な資格の取得費用でございます。組合のプロパー職員1名が、管理課程の受講資格要件である廃棄物処理実務経験年数7年以上となったため、最終処分場に係る廃棄物処理施設技術者講習を受講するものでございます。これまでも施設管理に携わるプロパー職員は受講しており、その資格を取得しております。

左側、15ページの中段、2目維持管理費は1億3,067万8,000円で、対前年度比3,383万9,000円の増額となっております。主な増額要因は、右側16ページの備考欄、10節需用費の上から3行目、修繕料1億1,000万円の計上で、対前年度比4,800万円の増となっております。こちらは、1号炉乾燥段のストーカ及びバグフィルターのろ布交換等の補修約6,000万円を予定しているものでございます。その財源といたしましては、先ほど歳入でご説明申し上げましたが、4,000万円の財政調整基金の取崩しを予定しています。また、その他の修繕といたしまして、1号炉乾燥段天井の耐火レンガの交換補修約3,200万円、炉内耐火物の補修など細々とした補修に約1,800万円を

見込んでおります。なお、金額については、あくまで見積額であることをご理解賜りたいと存じます。

2行戻りまして、同じく維持管理費の10節需用費の一番上、消耗品費でございますが、1,103万6,000円の計上で、対前年度比1,265万円の減額となっております。主な減額要因は、令和3年度当初予算では2号炉の火格子修繕に必要な火格子、シューやスライドプレートなどの部品800万円について、特注品であり製作までに相当の期間を要することから、工期短縮を考慮し、修繕費ではなく消耗品費に予算措置しておりましたが、令和4年度当初予算ではそのような予算措置は行っていないものでございます。

維持管理費の備考欄、下から2行目、14節工事請負費の搬入道路舗装修繕工事100万円は、対前年度比100万円の減額でございます。こちらは、今後におきましては100万円程度の舗装修繕を毎年度行っていくこととしたものでございます。

左側15ページになりますが、3目塵芥処理費は3億7,504万7,000円で、対前年度比1,256万8,000円の増額となっております。主な増額要因として、右側備考欄、10節需用費の上から2行目、電気料6,294万6,000円は、対前年度比463万4,000円の増で、原油、天然ガスの輸入価格高騰による燃料費調整単価の引上げを見込んだものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。右側18ページの備考欄の一番上、12節委託料の焼却灰等処分業務委託料1億2,991万円は、対前年度比896万5,000円の増で、埼玉研の県内処理協定に基づく太平洋セメントの主灰の処理単価改正による増となっております。

次の4目地元対策費は24万3,000円で、前年度と同額の計上となります。

次の5目基金費は9万円で、財政調整基金の預金利子を見込んだものでございます。

次の4款公債費、1項1目利子は5万円で、一時借入金の利子を見込んだものでございます。

次の5款予備費は100万円の計上で、前年度と同額でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。19ページから30ページにつ

きましては、職員の給与費明細書となっております。

飛びまして、31ページをお願いいたします。組合負担金調書でございますが、組合規約に基づく負担金の計算書となっております。

以上で、議案第3号の細部説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○吉田豊彦議長 以上をもって説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑～採決

○吉田豊彦議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○吉田豊彦議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第3号、令和4年度彩北広域清掃組合会計予算について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○吉田豊彦議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### △一般質問

○吉田豊彦議長 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

—————10番 竹田悦子議員。

[10番 竹田悦子議員 登壇]

○10番 竹田悦子議員 議席番号10番、竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

1、組合事業終了後に係る検討について。昨年の11月議会での私の一般質問



に対して、事務局長が、「事業終了後にかかる費用予測と積立てについての見解でございますが、組合事業が終了となった場合にかかる費用につきましては、建物の解体費用や土地の処分、最終処分場に埋め立てられた焼却灰等の処分などの組合財産の処分費用が想定されます。組合では、現在、財政調整基金を積み立てておりますが、構成2市の負担額について、単年度に過度な負担が生じることはないよう、財源の調整を図る目的で設置したものであり、財産を処分するための基金ではございません。今後、組合財産を処分する必要がある場合において、処分費用の取扱いについて構成市間で協議する中で、必要に応じて基金への積立てにつきましても検討されるものと考えております」とお答えになりました。そして、新年度予算には、これらに関する予算措置はありません。そもそも事業終了に向けた検討はどのようにされようとしているのか伺います。

(1) 事業終了に向けた検討について、正副管理者間の基本的見解をお答えください。

(2) 事業終了後にかかる費用予測と積立てについて、その後どのように検討されたのか。前回のご答弁では、「処分費用の取扱いについて構成市間で協議する中で、必要に応じて基金への積立てにつきましても検討されるものと考えております」とお答えになりました。ということは、この組合の課題ではないと考えているのか。組合としての見解を伺います。

(3) 最終処分場の焼却灰の処分について、その後どのように検討されたのか、その後の見通しについて。11月議会で、私は最終処分場の焼却灰の処分について質問したところ、事務局長のご答弁は、「最終処分場にはダイオキシン対策の取られていない焼却灰が埋められているとの認識でよいのかについてでございますが、ダイオキシン対策に係る法律等の基準が適用されたのは2002年、平成14年12月からでございますので、議員ご指摘のとおりでございます」とお答えになっています。中部環境保全組合では、ダイオキシン対策以前の焼却灰を埋めた鴻巣市にある大間最終処分場の水質管理について、大変苦勞していた経緯があります。こうした例から見て、彩北広域清掃組合の最終処分場では、水質管理上では問題がないのかお伺いをいたします。

2、新型コロナ対策。(1) エッセンシャルワーカーとして大事な役割を担っ

ている焼却施設運転保守管理業務委託事業所の新型コロナ対策について。ごみ焼却施設の運転保守業務は、私が申すまでもなく大変重要なことであり、私たちの生活にとって欠かせない役割を担っていただいております。この彩北広域清掃組合では、株式会社カンエイメンテナンスに業務を行っていただいておりますが、焼却施設運転保守管理業務委託事業所の新型コロナ対策について、具体的に日々の対策についてお答えください。

以上、壇上での質問といたします。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[佐野雄一事務局長 登壇]

○佐野雄一事務局長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

初めに、ご質問の1番目、組合事業終了後に係る検討についての1点目、事業終了に向けた検討について正副管理者の基本的見解についてでございますが、組合規約第3条にございませとおり、組合で処理する事務は可燃物焼却施設及び最終処分場の管理運営に関する事務となっております。また、地方自治法第288条では、一部事務組合が解散しようとする時は、構成団体の協議により県知事に届出しなければならないと規定されており、同法第289条では、解散に伴う財産処分を必要とする時は、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとございませるので、正副管理者の立場ではなく、行田市市長、鴻巣市長としての見解になるうかと存じます。こうしたことから、正副管理者の基本的見解はお答えいたしかねませるので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の組合事業終了後にかかる費用予測と積立てについて、その後どのように検討されたのかについてでございますが、組合事業が終了となった場合にかかる費用につきましては、昨年の11月定例会でご答弁申し上げましたとおり、建物や土地、物品などの組合財産の処分が想定されます。今後、構成市間において組合財産の整理や処分方法などについて協議を行う中で、必要となる費用につきましても積算されるものと認識しております。また、必要となる費用の積立てに関しましては、構成2市においてそれぞれ基金への積立てを行っていると同っております。

次に、3点目の最終処分場の焼却灰の処分について、その後どのように検討さ

れたのか、また今後の見通しについてでございますが、現在管理を続けている最終処分場は、廃止に向けて県と協議を行っておりますが、水質管理上において問題はございません。

次に、2番目の新型コロナ対策について、エッセンシャルワーカーとして大事な役割を担っている焼却施設運転保守管理業務委託事業所の新型コロナ対策についてでございますが、3密を避ける基本的な取組のほか、搬入受付窓口ではマスク、ゴム手袋、フェイスシールドを装着し、ボールペンや搬入カードの消毒も毎日行っております。また、プラットホームの監視員においては、マスク、ゴム手袋、フェイスシールドの装着のほか、防護服を着用し、毎回消毒を行っております。このほかごみの受入れ終了後は、プラットホームに消毒液を毎日散布しており、食事をする際にもパーテーションを適切に設置するなど、作業員同士が濃厚接触者にならないよう工夫し、感染防止対策に努めております。今後におきましても、市民生活に混乱を来すことのないよう、引き続き感染防止対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 再質問ありますか。—————10番 竹田悦子議員。

○10番 竹田悦子議員 では、一通りお答えいただきましたので、再質問をさせていただきます。

1の組合事業終了後に係る検討についての(2)であります。組合事業終了後にかかる費用予測と積立てについて、その後どのように検討されたのかという、基本的には組合の規約第3条では、組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、構成市の可燃物を衛生的に処理及び処分し、生活環境を清潔にすることにより公衆衛生の向上を図るため、可燃物焼却施設及び最終処分場の運営管理に関する事務を共同処理することとっております。確かに事業終了後は、組合を解散する合意ができた後のことですので、さらに構成市で協議を図られるということは分かりました。その中で、ちょっと質問の仕方を変えますが、運営に関する事務を共同処理することが、この組合の当面重要なことですが、今後適切に維持管理するために、どのように精密機能検査の結果を活用していくのか。

また、施設を適切に終わらせるということも大事だと思いますので、拡大解釈かもしれませんが、運営管理に当たるということでは一定程度の基金が必要になってくるのではないかと私は考えますが、そのことについての見解を伺います。

続いて、(3)の最終処分場の焼却灰の処分について、お答えでは数値は問題ないということでありました。そうした中で、ご答弁では廃止に向けて県と協議を行っているというご答弁ですので、協議している内容についてお答えください。

それから、2の新型コロナ対策でいろいろお答えいただきまして、本当にいろいろな、微に細に気をつけながらやっていたという事は分かりました。こうした中で、働いている人の中で、子供の感染が今広がっています。その中で、例えばお子さんが陽性になってしまった場合、同じ家族の皆さんは、基本的には濃厚接触者になってくるというふうに考えます。そういう点では、家庭内での濃厚接触者になった例や、また事業所の人材確保を、もし人がいなくなってしまうと、今定数では16人になっていますが、その人数の確保は大丈夫なのか。

また一番は、今回のオミクロン株というのは症状がないという方もいらっしゃるというふうに報道されています。無症状の人も無料検査を定期的に行ったらどうかと考えますので、その点についてお答えください。以上です。

○吉田豊彦議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○佐野雄一事務局長 再質問にお答え申し上げます。

まず、適切な維持管理のための精密機能検査結果報告書の活用についてでございますが、今年度精密機能検査を実施しており、3月中には検査結果報告書が提出される予定でございます。今後は検査結果報告書を参考にし、プラントメーカーや施設の維持管理に携わる業者等と意見交換を行いながら計画的な修繕を行うことで、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じます。

また、管理運営に必要な基金の積立てについてでございますが、組合では現在、構成2市の負担金について、単年度に過度な負担が生じることがないように財政調整基金を積み立てております。新たに基金を設置する考えはございませんが、今

後におきましても維持管理に必要な経費の財源確保を図る観点から、可能な限り財政調整基金への積立てを行ってまいります。

次に、廃止に向けた県との協議内容についてでございますけれども、平成10年以降、埼玉県内においては一般廃棄物最終処分場を廃止した事例はないと伺っております。こうしたことから、県では最終処分場の廃止確認の判断基準を模索しており、現在、測定項目の変更などについて県の指導を受けながら進めているところでございます。

次に、焼却施設運転保守管理業務委託事業所における家庭内の濃厚接触者になった事例や、事業所の人材確保、無症状の従事者の無料検査の実施についてでございますけれども、幸いなことに従事者が家庭内で濃厚接触者となった事例はございません。また、組合では万一に備え、事業継続計画を策定し、組合職員と現場従事者の共通認識を図り、安定的に廃棄物処理を行うための必要人数などについて把握しており、委託事業所内でのバックアップ体制があることも確認しております。また、無症状の従事者の無料検査の実施につきましては、濃厚接触者を対象にしたものではございませんが、今後活用を検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○吉田豊彦議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

---

#### △特定事件の委員会付託

○吉田豊彦議長 次に、日程第7、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田豊彦議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和4年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたし

ます。ご協力、誠にありがとうございました。

午後 2時 06分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

吉 田 豊 彦

彩北広域清掃組合議会議員

小 林 修

同

紫 崎 登美夫